

第10節 屋外催しに係る防火管理

(第42条の2—第42の3)

本条は、平成25年8月に京都府福知山市の花火大会会場において、会場内の露店で使用していた発電機及びガソリンの不適切な取扱いに起因して、死傷者を伴う火災が発生したことを踏まえ、大規模な屋外での催しにおける火災予防対策の充実・強化を目的として規定されたものである。

1 指定催しの指定(条例第42条の2)

- (1) 本条に規定する「大規模なものとして消防長が別に定める要件」は、「祭礼、縁日、花火大会、その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件」(平成26年うるま市消防本部告示第1号)によること。
- (2) うるま市露店等の火災予防に関する指導要領(平成27年うるま市消防本部訓令第1号)第2条に規定する「露店、屋台、その他これらに類するもの(以下「露店等」という。) とは、次の(1)から(3)によること。

ア 露店

営業を行う都度、組み立てる組立式の店舗をいう。

イ 屋台

道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に規定する軽車両により移動できる店舗をいう。

ウ その他これらに類するもの

移動販売車、模擬店、テーブル等を置いての簡易的な店等、露店及び屋台と同様に物品等を販売するもののほか、炊き出し、広報チラシ配布ブースなどの無料でサービスを提供するものや、展示のための陳列、体験ブースなどをいう。

- (3) 対象となる露店等は、屋外に出店されるもので、対象火気器具等を使用しない露店等も含む。なお、開設者が同一でかつ、営業形態が一体となっているブースについては、1店舗とみなし店舗数を算定できるものとする。
- (4) 条例第42条の2第1項に規定する「人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるもの」とは、避難経路(道路幅、経路数)、人出予想、実施面積、時間帯(朝昼夜)、客層(飲酒有無)や次の事項から総合的に判断する

こと。

- ア 多数の露店等が出店し、かつ、その周囲において雑踏が発生することにより、火災が発生した場合に避難が容易にできないこと。
- イ 初期消火を実施しなければ延焼により被害拡大のおそれ大きいこと。
- ウ 消防隊の進入が困難な場所で、主催者による初期消火が不可欠であること。
- エ 露店等の数が概ね50店舗を超え、10万人程度の人出予想があること。

2 屋外催しに係る防火管理（条例第42条の3）

本条は、指定催し（条例第42条の2第1項の規定により指定を受けた屋外での催し）における火災予防のために、主催者が実施しなければならない事項を規定したものである。

- (1) 条例第42条の3第1項に規定する「防火担当者」とは、特に資格を有する必要はないが、火災予防上必要な業務に関し必要な指示等を行うことができる立場の者が選任されること。なお、指定催しを主催する団体の代表者が自ら防火担当者になることも可能であること。

- (2) 条例第42条の3第1項に規定する「火災予防上必要な計画」には、次の(1)から(8)の事項を記載すること。

- ア 防火担当者及び火災予防上必要な業務に従事する者を定めるとともに、業務分担や活動範囲、内部組織の設置について
- イ 対象火気器具等の使用や危険物の取扱いの有無や場所、態様について、催しを開催する日までに把握する方法や催し当日に確認するための方法
- ウ 対象火気器具等や危険物と客席を近接させない等、火災予防上の安全に配慮した会場の配置計画や催し当日に会場の配置を確認するための方法
- エ 対象火気器具等に対する消火器その他の消火準備の計画や催し当日における消火準備の有無を確認するための方法
- オ 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導などの初動体制
- カ 計画に変更が生じた際の消防機関との情報共有の方法などの火災予防上必要な業務に関する事項
- キ 自主警備計画書に関すること。
 - (ア) 主催者等警備本部、応急救護所の設置
 - (イ) 付近見取り図、配置図の作成（警備本部、応急救護所、警備員の配置、火気器具使用機器等を記載したもの）

第10節 屋外催しに係る防火管理

- (ウ) 緊急車両等の進入経路及び救急車の収容指定場所
 - (I) 緊急連絡体制（消防機関との直通電話、電話番号一覧表等）
 - (オ) 警備体制（交通規制、関係機関等の調整状況）
 - (カ) 医療救護体制（協力依頼機関、通訳、医師及び看護師の配置等）
 - (キ) 消防機関に対する警戒（指定警戒・巡回警戒・待機警戒）要請の有無
 - (ク) その他、必要な事項
- (3) 露店等の開設届出に関すること。
- ア 露店の営業時間・開設店数
 - イ 露店の開設場所、消火器の設置場所・本数及びその略図
- 3 条例第45条第3号又は同条第6号に係る届出は、当該行為を行う日の3日前までに2部提出すること。
- ア 火災予防上必要な業務に関する計画提出書（規則第2条の3第1項）
 - イ 催物開催届出書（規則第5条第1項第3号）
 - ウ 露店等の開設届出書（規則第5条第1項第6号）
- 4 対象火気器具等を使用する露店等の火災予防に関する指導
- うるま市露店等の火災予防に関する指導要領（平成27年うるま市消防本部訓令第1号）によること。